



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉山 健博
(コード番号 9042 東証第一部)
問合せ先 グループ経営企画室 経理部長 上戸 健司
(TEL. 06-6373-5013)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 300 万株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.21%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100 億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成 30 年 5 月 24 日～平成 30 年 7 月 31 日 |

(ご参考) 平成 30 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 248,536,352 株

自己株式数 5,745,033 株

(注) 役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式は、自己株式に含めておりません。

以 上